

令和 8 年 度

上里町農業集落排水事業会計予算

議案第 号

令和8年度 上里町農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和8年度上里町農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数	68 戸
(2) 年 間 排 水 量	15,387 m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	42 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	
イ 農業集落排水処理施設工事	626 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款 農業集落排水事業収益		14,034 千円
第 1 項 営 業 収 益		2,557 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		11,477 千円
	支 出	
第 1 款 農業集落排水事業費用		15,423 千円
第 1 項 営 業 費 用		14,646 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		777 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,485千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額127千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56千円、過年度分損益勘定留保資金1,302千円で補てんするものとする。)

収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入	6,019 千円
第 1 項 企 業 債	4,200 千円
第 2 項 出 資 金	167 千円
第 3 項 他 会 計 補 助 金	1,652 千円
支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出	7,504 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	626 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	6,878 千円

(企 業 債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 事 業 債 農業集落排水建設 改良事業	600千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率見直しを行った後 においては、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するものによる。 ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上げ償還又は低利に借りかえることができる。
資本費平準化債	3,600千円			
計	4,200千円			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 建設改良費及び企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 1,705 千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

- (1) 分流式下水道等に要する経費 2,202 千円
- (2) 財政基盤強化に要する経費 4,065 千円
- (3) 地方公営企業法の適用に要する経費 1,712 千円

令和8年3月 日 提出

上 里 町 長 山 下 博 一